

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)		第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
省略		省略	
学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(学校、幼稚園の各施設(以下次部において「各施設」という。))ごとにつき	年額224,500円に幼児、児童又は生徒1人につき年額300円を加算	学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(学校、幼稚園及び認定こども園の各施設(以下次部において「各施設」という。))ごとにつき	年額224,500円に幼児、児童又は生徒1人につき年額300円を加算
省略		省略	